

処 分 基 準

令和8年4月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第104条の2の3第1項
処 分 の 概 要：運転免許の効力の停止
原権者（委任先）：北海道公安委員会（方面公安委員会、北海道警察本部長、方面本部長）
法 令 の 定 め：道路交通法第102条第1項から第4項まで（臨時適性検査等）、第103条第1項第1号、第1号の2又は第3号（免許の取消し、停止等）、第114条（方面公安委員会への権限の委任）、第114条の2（公安委員会の事務の委任） 道路交通法施行令第39条の2第1項（臨時適性検査に係る免許の効力の停止をする場合等）、第44条（権限の委任） 道路交通法施行細則第30条（公安委員会の事務の委任）
処 分 基 準：自動車等の運転により交通事故を起こし、かつ、当該交通事故の状況から判断して、一定の病気等に該当する疑いがあると認められるときその他これに準ずるものとして政令で定めるときの免許の効力の停止の期間は、処分の日から、臨時適性検査又は診断書提出命令を行ったとした場合において、当該臨時適性検査又は診断書提出命令の結果を踏まえ、公安委員会が処分の決定をすることができるようになるまでに要すると見込まれる期間を基準として定める。
問 合 せ 先： 北海道警察本部運転免許管理課行政処分係（電話011-251-0110） 北海道警察本部運転免許試験課安全運転相談係（電話011-683-5770） 各方面本部交通課行政処分係又は適性係 （函館方面の場合（電話0138-46-2007）） （旭川方面の場合（電話0166-51-2489）） （釧路方面の場合（電話0154-57-5913）） （北見方面の場合（電話0157-36-7700））
備 考：